

平成28年度 第1回 岸和田市社会福祉審議会 会議録

会議名	第1回 岸和田市社会福祉審議会
日時	平成28年10月18日（火）午後1時00分～午後2時30分
場所	岸和田市役所 新館4階 第2委員会室
出席委員	松端委員、久禮委員、谷口委員、大川委員、上月委員、宮本委員、大浪委員、 昼馬委員、吉田委員、羽室委員、長谷川委員、清時委員、田中委員 以上13名
欠席委員	中井委員、笹部委員 以上2名
事務局	部長：藤原保健福祉部長、山本児童福祉部長 福祉政策課：春木課長、鈴木福祉総合センター整備担当参事、忠野高齢福祉担当 長 障害者支援課：西河課長、庄司調整主幹 保育課：西村課長、大倉調整・施設整備担当参事 建築住宅課：高倉課長、寺埜設備担当主幹
傍聴者	1名
次第	1 開会 2 あいさつ 3 事務局紹介 4 議事 （1）新福祉総合センター建設工事の進捗について （2）新福祉総合センターの管理、運営について （3）その他 5 閉会
配付資料	○次第 ○新福祉総合センター平面図 ※審議会後に回収 ○新福祉総合センター工事写真 ○岸和田市受益者負担基本方針

【議事内容】

1 開会

- 会議録作成用録音の承諾
- 傍聴者数の報告（1名）
- 傍聴者への遵守事項等の依頼
  - ・審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例施行規則第4条第4項の規定
  - ・審議会終了後の資料の回収
- 会議成立の報告
  - ・社会福祉審議会規則第6条第2項の規定
- 資料確認

## 2 議事

### 【議事録署名委員の指名】

(会 長) 最初に議事録の署名委員を選任します。本日の署名委員は昼馬委員と宮本委員にお願いします。

### 【事務局説明・質疑応答】

(会 長) みなさんこんにちは。今年度第1回目ということで結構久しぶりになるのでしょうか、今日はよろしくお願いします。会議ですけれども、2時半位を目処に終了ということですのでお願いします。

それでは議題に入りたいと思います。お手元の次第の議事4番目のところ。まず1番、新福祉総合センター建設工事の進捗について、説明をお願いします。

(事務局) 新福祉総合センターの建設工事の進捗状況につきまして簡単にご説明させていただきます。資料はA4横のカラー写真をお願いします。これは今の福祉総合センターの分館の方から撮った写真です。1枚目の左上からですが、まず着工前の写真でして、4月サクラの季節で木々が鬱蒼としていたのがわかります。次、4月20日から解体工事に入りまして、一月半でほぼ建物や樹木がなくなってきたことがわかるかと思えます。6月20日から南テラス(和歌山寄り)の方から試験用の杭打ちを始めまして、順次北テラスの方に向けて杭工事を進めてまいりました。2枚目をお願いします。その後、基礎工事のための掘削をしました。3枚目をお願いします。9月からはコンクリートの打設を始めています。現在は基礎の鉄筋工事を進めている段階です。最新は10月7日付けの写真です。今後の工事の予定ですが、中央及び北テラスについては11月から鉄骨を建て始める予定です。その後、躯体工事を進めまして、年明けからは内装工事に入る予定です。来年6月末の竣工を目指して進めてまいります。工事は順調に進捗していることを報告させていただきます。以上です。

(会 長) ありがとうございます。既に工事が始まっているということですので、結構進んできているんですね。中央、北テラスに鉄骨を組んでいき、来年の6月の竣工ということです。何かございませんか。(なし)

次は、センターの管理、運営について、よろしくお願いします。

(事務局) お手元の資料、A3版の配置等の図面からご説明させていただきます。これまで、福祉総合センターの設計等に関しまして、いろいろとご審議を賜ってきたところですが、新福祉総合センターは鉄骨造で、一部南側が鉄筋コンクリート造の3階建てになります。イメージパースにつきましては正面の白板の方に掲げさせていただいております。一部4階部分がございますが、機械室になっています。延べ床面積は7,170㎡です。

1ページをお願いします。現時点で部屋の名称につきましてはまだ仮称ですのでご了承ください。1階部分は、現在のパピースクールといながわ療育園が入る仮称総合通園センターと、2階3階へと上がってもらうためのエントランス

やロビーを設けております。パピースクールについては南側、図面では左側、いながわ療育園は中央部分に入ります。出入口については、福祉センター利用者と通園センター利用者とを分けまして、双方の方が交錯することのないように配慮しております。福祉センター利用者の方は建物の北側、三角形で出入口となっているところから入っていただき、通園センターの利用者につきましては南側、図面で正面から入っていただくかたちで設けております。1階北側には訓練室を設けており、防災拠点の場としまして、将来は福祉避難所の指定を予定しているところです。

2ページをお願いします。2階及び3階部分は、福祉センターとサン・アビリティーズの機能を集約してまいります。2階については、地域福祉や総合相談の中心となります事務室を中央付近に配置しております。市民活動をサポートする部屋や、サン・アビリティーズのメインであるアリーナ、録音室を配置しております。また小規模ですが、事務所横に浴室を設置し、屋上庭園の整備も予定しております。各部屋についてですが、研修室1は82.51㎡で、高齢者の教養向上、リクレーションの場として配置します。研修室2は88.07㎡で、サン・アビリティーズにありました多目的ルームの役割を担ってまいります。活動室は48.37㎡で、高齢者の教養向上の場として配置しています。アリーナは704.14㎡で、サン・アビリティーズにありました体育館機能の移転です。

3ページをお願いします。3階は大会議室と各講座室等を中心に配置をしています。娯楽室については囲碁、将棋に限定せずに誰もがご利用いただける部屋と考えています。アリーナの上部の横に工作室55.82㎡がありますが、ものづくりを通して高齢者の教養向上、教養娯楽の場として配置します。諸芸室は73.38㎡で、踊りやダンス等にご利用いただける教養娯楽の場として配置しています。会議室は72.07㎡で、集会や教養娯楽の場として配置しております。中央付近の大会議室は283.59㎡で、集会や高齢者の教養向上の場として配置しています。交流室は49.18㎡で、集会や高齢者への支援の場として配置しています。調理室は83.88㎡で、栄養指導や健康増進の場として配置しています。和室は29.29㎡で、茶道、華道等の利用にも対応できる場として配置しています。講座室1は48.80㎡、講座室2は46.13㎡で、集会や教養娯楽の場として配置しています。また、館内全体で光やモチーフ、音による誘導設備を配置しまして、障害のある方が少しでも安心、安全にご利用いただけるように配慮しています。図面に関する説明については以上です。

続きまして、新福祉総合センターの管理、運営の考え方について、口頭並びにお手元配布の受益者負担基本方針に基づきまして、ご説明をします。新福祉総合センターの運用に向けまして条例等の改正が必要となります。新福祉総合センターに関しては指定管理者制度の運用に向けて、その時期を睨みながら、また仮称総合通園センターについては年度内にそれぞれ手続きを進めていきたいと考えています。新福祉総合センターの運用の考え方の骨格について、現在の検討の状況についてご報告をします。新福祉総合センターの機能等の位置付けですが、高齢者や障害者の健康維持や生きがいに関する事業を位置付けてまい

ります。総合通園センターについては別の条例でその役割を位置付けてまいります。続いて新福祉総合センターの休日についてですが、国民の祝日、前日と翌日が祝日となる日、年末年始、9月祭礼を考えております。現在の福祉総合センターは水曜日が定休日となっておりますが、この日については開館する方向で検討しておりまして、現福祉センターとサン・アビリティーズとの合併後の各団体の活動に伴う部屋の使用や多様な利用ニーズに応えていきたいと考えています。次に部屋の利用等については、新福祉総合センターの建設の目的を妨げない目的の達成を第一としながら、広く一般市民にもご利用いただきたいと考えています。

続いて、新福祉総合センターの管理、運営方法については、指定管理者制度を導入したいと考えています。なお、1階の仮称総合通園センターについては市の直営による運営を行っていききたいと考えています。また2階の事務室や仮称市民活動サポートセンターについては、指定管理の対象外としたいと考えています。

次に、新福祉総合センターの使用料等についての考え方ですが、お手元に配布しています平成28年5月に本市が作成した岸和田市受益者負担基本方針について、その概要をご説明いたします。目次の右側1ページの中程に受益者負担の適正化の基本的な考え方という項目があります。3段落目のところ、特定の行政サービスを利用する際には、利用する方と利用しない方との負担の公平性を考え、利用する方に応分の負担をいただくと記載されております。一番下、受益者負担の原則による公平化、算定方法の明確化による透明性の確保、最後に減額、免除基準の統一化が位置付けられております。4ページをお願いします。採算性を縦軸にとりまして、横軸には関与の必要性を設定しております。これらの関係性から利用者負担の区分をAからEというかたちで設定されています。その下、費用負担における負担区分の考え方ですが、E区分については税による負担が全てでして、順次利用者負担の割合が上がりまして、A区分については全額を利用者負担によると示されています。5ページをお願いします。負担費用の内訳が示されております。区分に応じまして利用に関して発生する費用の負担から、光熱水費や修繕費用、人件費または委託料のうち運営に関する部分を負担するという区分から、一番右端には施設整備関連経費の負担ということで、減価償却費等を見込んでいる部分を段階的に経費を負担いただく方法が示されています。7ページをお願いします。使用料設定の際の考慮事項が示されています。一番上、市内の類似施設における料金の同一性の確保について記載されています。一番下、(5)原則無料施設の取り扱いが記載されています。その中程、市の財政事情、施設の多様化に伴い他の有料施設との類似した活用方法が見られること、各施設の多目的な活用による利用率の向上の視点などから原則有料とし、統一した減額・免除の基準により減免を判断すると記載されています。8ページをお願いします。(6)減額・免除の統一的な基準について示されています。市が主催または共催する場合、これと同等の公益性を持つ事業で利用する場合は、減額または免除を検討する旨が記載され、公益性を持つ事業とは、団体などがその設立目的の達成のために広く市民を対象に行う

活動と記載されており、利用者による減免適用基準が示されております。とくに障害者の利用に配慮する施設においては、障害者の利用に減額または免除を検討することになっています。子どもの利用に配慮する施設においては、中学生以下の利用に減額または免除を検討することになっています。とくに高齢者の利用に配慮する施設について、高齢者の利用に減額または免除を検討しますと記載されております。受益者負担基本方針の概要につきましては以上です。

新福祉総合センターについても、この基本方針に基づきまして、設置の目的であります、福祉の利用を妨げない範囲において広く一般市民の方の利用も考慮し、各部屋やアリーナの利用料金の設定を考えてまいりたいと思います。また、適正な減額または免除が行えるよう、この基本方針の記載を踏まえまして、その具体の基準につきましては引き続き関係課と調整をしてみたいと考えています。新福祉総合センターの条例が施行されるにあたり、現在の福祉総合センターの条例や岸和田市立勤労者・障害者教養文化施設の条例は廃止する方向で考えております。新福祉総合センターの運営に関する考え方の骨格につきましては以上です。

(会 長) ありがとうございます。新福祉総合センターについては、一部はずすところはありますが、指定管理者制度で運営することと、それと今までと変わるのが使用料が今年の5月に岸和田市では受益者負担基本方針が定められて、新福祉総合センターも対象になるので、福祉の利用を妨げないことが条件ですけれども、その範囲内で原則有料化で考えたいということです。質問はいかがでしょうか。

(委 員) 9月21日に校区長会議がありまして、福祉政策課長に来ていただきこの説明をしていただきました。その中で、修斉校区長から3点指摘がありました。まず入るのに遠回りではないかという話、それと駐車場は段差があって非常に使いにくいのではないかという話、もう一点、野田町の防災センターがあればという話が出たと思います。それは持ち帰り検討していただいているのでしょうか。

(事務局) 一点目ですが、道路からの接続について敷地の一番山側に当たる部分に出入口を設けます。それに対して建物が一番海側にあるということで、福祉の利用目的からすると一旦敷地に入るのに外周をぐるっと回っていかないといけないというご指摘をいただきました。これについてはこの審議会においても敷地のどの部分に建てるのかという議論があったかと思いますが、今の既存の施設を使いながら新たなセンターを建てていく、利用を途切れることなくいくということで、今の位置に建てさせていただくこととしたと説明させていただいたところです。岸和田駅東駐車場線という大きな道路と福祉センターの敷地の間には民間の建物がありますので、入口としてはあの部分を確保するとお答えさせていただきました。それから駐車場の段差ですが、建築住宅課に確認しましたが、駐車場には段差はありません。駐輪場についても段差はありません。現在、東

光地区市民協議会が福祉センターで活動されており、引続き活動をという要望をいただいておりますが、その件については、担当部局の方から地元の校区長と調整をさせていただいている状況です。町会連合会の方で出ました話の中では、東光地区とくに野田町の防災の備品等の保管について、今後防災上必要となってくるので、併せて検討いただきたいという意見でした。

(委員) 現存施設が無くなったら近くから入れるようになるということですか。

(事務局) 現存施設の場所が一番山側になりますので、それを撤去しましても、先ほど申しましたように、道路との接道部分については限られたところですので、そこからの出入りをお願いしたいと考えています。

(会長) 現存施設があって、その奥側に造っているのですね。今が無くなったとしても、そこにはまた建物が建つので回らざるを得なくなるのですね。

(事務局) 自動車についてはその部分から入ってもらいますし、歩行者については岸和田泉光寺線からセンターに出来るだけ近い位置での出入り口の確保を検討しているところです。

(会長) 車はいいんですが歩行者に関しては利便性が重要ですよ。

(委員) 何点かあります。まず、全体の部屋数ですが、現状の部屋数と比べほぼ一緒なのではないでしょうか。サンアビとの合築ということなので、サンアビの部屋数と、大体5つ6つあったと思うのですが、比較対象が逆に出ているので、研修室や多目的ルームの機能を集約したと書いているので、そういう意味でいうとサンアビはサンアビで当然利用があった、なおかつ福祉センターは福祉センターで利用があったので、そういう意味で両方を併設することはそれに伴う部屋数もしくは利用方法がないと、結果としては使いにくいということになる。実際に物理的に部屋数は現状の福祉センターの別館と分館と比べどうなんですか。

(事務局) 実施設計等の段階でもご説明をさせていただいていますが、合築というかたちを踏まえ、それぞれの施設の稼働率を考慮しまして、共同利用できるところはしていただく考え方を基に、部屋数は若干減になっています。

(委員) 具体的にどれだけ減っているのかわからないので、面積的な問題も当然ありますから、1+1を2にしてくれという話ではないので、実際具体的にどれだけ減っているのかわからないと、どういう工夫をしていいのかわからないので、数と面積を知りたいです。

(会長) 別館もいれますと減っていますよね。今わかりますか。

- (事務局) 部屋数の増減については、また調べご報告させていただきます。
- (委員) 細部は承知しておりますので、今後の運営を考えるに当たって、オペレーションの問題がありますから、そこはちゃんと出していただかないと、どういう工夫が出来るかわからないのでよろしくお願いします。それから利用料ですが、こういうかたちで出されていますけども、実際、指定管理がまだということで、具体的には誰と誰がどこでいつどういうふうにするのか知りたい。
- (会長) 利用料は原則有料ですが、減免の基準がありますので、それをどうするかということですよ。
- (事務局) まず使用料についてですが、条例に規定する必要がありますので、制度を所管しています部局と、周辺にあります施設の使用料等と対比しながら市の方で決定し議会へ提案してまいりたいと考えています。減額及び免除に関する取扱いですが、この部分につきましては条例には減額または免除することが出来る旨は規定しますけれども、詳細については規定しませんので、今後関係部局の方とよく調整をしていきたいと考えています。
- (委員) 部局ということは庁内で調整するというので、例えば利用者や指定管理者の社協とかはその協議の場に入るのですか。
- (事務局) いろいろな団体から様々にご意見ご要望をいただいておりますので、それらを踏まえながら関係部局の方と調整をしてまいりたい。決定した内容については、利用団体の皆さんに説明をしてまいりたいと考えています。
- (委員) それは審議会でも諮られるのですか。それとも審議会では決定事項が通知されるのですか。
- (事務局) 審議会へは決定の内容について報告させていただきたいと思います。本日、とくに減額及び免除に関してご意見がある場合にはご発言いただき、その意見を含めて関係課と協議してまいりたいと考えております。
- (会長) まず条例を定めて、受益者負担の基本方針に則って原則有料だということがあって、ただし減額なり減免が出来るという規定が定められる。具体的に新福祉総合センターのどういう団体がどこを使えばどれだけ減免されるのか免除されるのかというのはこれから調整する。庁内もあるし団体との話し合いもあるということですか。
- (事務局) 庁内の関係部局と全市的なバランス並びにここに定めております福祉センターの利用目的に沿って障害者、高齢者、子どもの取扱いをどうしていくのか、またその活動の中で一番最初に定義のありました公益性の高い事業を含めてどう

していくのか、庁内で協議をしていきたいと考えています。

(会 長) この審議会では庁内で諮ってもらって調整し決定事項が告げられるのか、ここでそれを決めるのか。

(委 員) この資料だけでは見えにくい部分があるのですがけれども、例えば市民活動サポートセンターについては、今日は自治振興課はお見えではないですが、自治振興課の所管になるということで、ボランティア関係は所管がそちらに近いもしくはそうなるかもわかりませんが、そういう団体の場合は高齢者でなかったり障害者でなかったりという場合が生じますよね。そういうところについては現状としてそれまで皆さん意見を出しておりますけれども、その当時は有料、無料ということはありましたけれども、こういう条例としてという話で2、3年前にはなっていないので、ここを出していただいたらそれでと言われても皆さんの認識の中では異なる状況だと思いますので、当然一度持ち帰ったり、またそういう場を設定していただいて、皆さんの意見を再度ちゃんと聞いたかたちでそれを反映させるというのが筋ではないかなと思うのですが。

(事務局) 市の意見聴取の手続きに関する条例の中で、いわゆる料金の徴収等についてはそれを対象外とすることが出来るという規定があります。その規定の趣旨については、その部分について様々にご意見を頂きますと最終的に市の財政基盤が脆弱になることが懸念されるということがありますので、市の大きな前提となる方針もありますので、その辺りを踏まえながら、いただいたご意見を基に関係部局と調整をしていきたいと考えています。今ボランティアの話がちょっと出ましたけれども、それは現在の基本指針に書かれております、公益性を持つ事業というかたちの中で減額、免除をどうするのかということで関係部局に説明をしていきたいと考えています。

(会 長) ●委員は市民活動サポートセンターではボランティア運営委員をされておられますよね。連絡会で会議室を使って会議をするのは今は無料なんですか。これできると有料がベースになり、ボランティア連絡会の会議は、指針にAからEとありますが、それがDなのかEなのかそれを個別に検討していくということですか。

(委 員) われわれは無償だと。今までの状況どおりか限りなく近い状況どおりに運営をすることが建て替えの前提であったので、当時はこういう指針がなかった。

(会 長) ボランティア活動は採算性がないですよ。こういう公的関与が必要、公益性が高いのでEかDかのところになる。

(委 員) ソーシャルビジネスとかNPOがここに入ってくると、当然利害相反もでき

ます。それをそこまで検討されているのかは自治振興課が来ていませんので、そういう点でそれでいいのか、持ち帰っても不透明でよく見えませんので。

(事務局) 指針の方の内容についてですが、AからEの区分について、これはそれぞれの活動をどれに当てはまるということではなく、施設をどの区分に入れるかということですか。

(会 長) 新福祉総合センターがまずどの区分に入るかを決めるのですか。

(事務局) どの区分で設定していくかというところを検討しまして、同一の利用があるような場合には市の他の施設とのバランスも考慮して決めるということですか。減免等の内容の定めもありますので、また福祉センターの本来の利用目的を妨げない範囲において、広く市民の方に利用していただきたいところもございまして、料金については一定条例の中で決めていきたいと考えています。減免についてはこの基本指針の内容並びに皆様方の活動の実態を考慮しながら関係部局と調整してまいりたいと考えています。

(会 長) 行政として指針でいきますとオーサライズされていることですか。

(事務局) 指針については岸和田市として策定をしていますので、これに基づいて検討してまいりたいと考えています。

(委 員) よくわからないのですが、これは重要な問題になります。今後、市民活動を含めて、発信基地だということも盛り込まれていますが、それが妨げられる、または抑止されることにもなりかねないような案件なので、この場で意見がないだけで審議が終わってしまったらとか、決定が伝えられるだけで「はいそうです」というようなことにはちょっとならないようなことだと思いますので、引き続きこの問題については取り扱っていただきたいと提案させていただきます。

(会 長) 来年6月が竣工なので、いつ頃までに決めるのですか。

(事務局) 本日、概要については利用料金や休日のことを報告させていただきましたが、具体的な運用方法についても検討していくこととなりますので、また併せてご報告させていただきたいと考えています。委員長からご指摘のありました開館までには定める必要がございましてそれに間に合うように検討していきます。

(委 員) 利用料金の件で、駐車場料金について基本的な考え方を確認させていただきます。とくに総合通園センターに通ってくる障害児とその家族については基本的に毎日来ますので、駐車料金が毎日かかったら通うことを断念するという話になりますから、免除で対応していただかないと子どもたちの療育に大きな影響

を及ぼしてしまうことになると思いますので、駐車場の取り扱いを教えてください。

(事務局) 現在の駐車場の料金については当初1時間は無料、その後200円ずつを頂いており、必要に応じて減額、免除で対応しているところです。駐車場に関してもセンター利用者以外の方の目的外の利用を抑止する観点から、料金については設定をすることで考えています。減額、免除等の基準については関係課を含めて、また通園という市の業務に関わる場所でもありますので、よく調整してまいります。

(委員) 私は65歳になり、障害者手帳も持っているのですが、個人ボランティアでボランティアセンターにご厄介になり各施設に伺っています。いまの減免の話で意見をということでしたので、私は障害者で65歳以上ですが、他のメンバーがそれより若年、健常者であれば有料の設定であっても、私一人が入っておれば減免できるのか、きちんと議論をしてもらいたい。私は月の20日くらいはボランティアセンターに行っているの、行く度に減免申請しなければならないのか。これだけやっておけば大丈夫だろうという減免制度を次には示していただきたい。

(事務局) 団体の減免の基準ですが、8ページで利用者の概ね半数以上が障害者、子ども、高齢者に該当する場合でとくにこれらの利用に配慮する施設について減額または免除という基本方針が示されておりますので、踏まえて協議をしていきたい。要件については、公益性と利用者による減免適用基準がありますので、この組み合わせについても関係部局とよく調整をしてまいりたいと考えています。

(会長) 基準についてはきちんと周知されないといけない。

(委員) 建物のことですが、会議室の収容人数は何人くらいですか。

(事務局) 大会議室は170名程度は入れる規模として検討してまして、会議室は30名程度です。

(委員) 30名ということは、今の2階の小会議室くらいですか。

(委員) 2階の研修室くらいだと思います。

(委員) 会議室には机、椅子は備えられるのですか。

(事務局) 会議室には長机と椅子を備えます。今使用しているのをそのまま移すかについては指定管理者の社協と協議させていただきます。

- (会 長) 今の1階の大会議室は結構入る、200名くらい入りますが、170名というのは狭いですね。社協で大きな行事をするにしても使えない。
- (事務局) 図面の方ですが、左側に点線で囲っているところはステージを置く想定でして、大分面積を取られることになります。ただ運用上170名以上必要となる場合については今のところお答えしにくい。
- (会 長) ステージは動かせるのですか。
- (事務局) 可動出来ますが手動式になります。
- (委 員) 283㎡あったら、座るだけなら250名から300名は入れます。
- (委 員) 今の大会議室と比べ大きさはどうですか。
- (委 員) 今の大会議室は約 310 ㎡なので若干小さくなります。今度はタテ長の形になりますのでちょっと感じが変わるのかなと思います。
- (委 員) 民生委員さんの会合では200名を超えています。
- (委 員) 音響はどうなっていますか。
- (事務局) AVラックを置き、持ち込みのCDも流せます。市民センターの大きな部屋と同様の使い勝手を想定しています。
- (会 長) 収容人数が少し心配ですが、ステージ次第ですか。
- (委 員) 音響の話ですが、天神山公民館でハウリング問題があって10年来調べてきて、どうやら部屋の大きさと合っていなかったとわかりました。ですのでこのあたりを注意してほしい。
- (委 員) 春木市民センターも2分割出来るが、音響はうまくいっていない。
- (委 員) 3階に講座室1・2とありますが、会議に使えるのでしょうか。今でも会議室が満杯で自分らの日程が取れない状況ですので、今度サンアビも合わさるということで、講座室1・2も会議に使用出来るようにと希望します。
- (事務局) 指定管理業務の中で講座の設定という業務も入ってまいりますけれども、その講座で使わないときについては、会議室としての利用は可能です。
- (委 員) そのような講座は通しなのか、単発なのか。

(事務局) 指定管理者についてまだ選定方法が決まっていませんので、その提案の中で決まっていくと思います。また指定管理者によっては自主事業の提案もあろうかと考えております。ただ現在ご要望いただいておりますので、本来の利用を妨げない範囲で、講座とのバランスを取りながら、利用できる時間帯についてはご利用いただける方向で考えています。

(委員) ネーミングは確定ですか。

(事務局) 名称については現在仮称です。

(委員) 講座室となったら講座が優先される、会議には使えないというイメージを持ちますので、出来たら会議を出来るようなネーミングをお願いしたい。

(委員) 集会室で舞台を手動だとか自分たちで直すということですがけれども、障害者や高齢者ですので、予算があれば電動でしていただけたらと思います。

(事務局) これまで様々な意見をいただき実施設計に反映させ工事を発注していますので、内容によっては現時点で修正できないものがあるかと思っています。部屋の名称については現時点では仮称ですが、講座として利用がない場合、会議室としての利用が出来ますのでよろしくをお願いします。

(委員) 2階の市民活動サポートセンターですが、先ほど指定管理対象外と言われました。今後どういうふうに進めていくのか、内容的な点について市の方からどんな議論を出していただくのか、今日も自治振興課が来ていないので、どうしていくのでしょうか。

(事務局) ご指摘のありましたように、市民活動サポートセンターは市の他の部局の方で運営するという事で指定管理からはずしています。担当部局におきまして、市民活動サポートセンターをどのように運用していくのが検討されていくものと考えています。審議会に自治振興課の出席もというご意見ですので、今後参加については検討します。

(会長) ここは独立して運用するという事ですか。サポートセンターが会議室を借りたいならば指定管理者へ申し出ていく、それかサポートセンター所有の会議室はないのですか。

(事務局) サポートセンター所管の会議室はありません。

(委員) これから社会福祉、地域福祉を考えるにあたって、市民協働というのは当然の時代になってきていて、そういう力なしに行政だけでそれが賄えるのであれば、

お金の話をしなくてもよくて、発信基地であり情報の集約点であるという概念から考えてそういう議論を最初からされていますから、第4次地域福祉計画の懇談会でも市民協働の話は出てきますし、担い手の問題も出てきていますので、今後についてはマンパワーとしてすごく大事な部分になっていく要になるところなので、それぞれの所管だけでなんとかするということではありませんから、この場に担当の方が来られるというのはしかるべきだと思っています。

(委員) 総合通園センターのお母さん方からの声を聞いて会議に参加させていただいてます。重ねてになりますが、駐車場の運用の件です。朝夕の送り迎え、それ以外にでも外来の訓練というのもあり、駐車場でバタバタしたら遅れるということも予測されて、焦っている時に事故も起きるわけで、関係者の止め方をどう運用するのか、現時点で案があれば教えてほしい。

(事務局) 新福祉総合センターは不特定多数の方が来られるので、専用のスペースにつきましては確保は難しいと説明させていただいております。身体障害者が毎日来られることもありますので、運用については指定管理者が決まり次第、決めていくということになるかと思っておりますので、現時点で案があるわけではありません。

(会長) 送迎しやすくする手立てはあったのでは。

(事務局) サブエントランスの横に車寄せスペースを確保しています。降ろした後に空いているスペースに止めていただきます。

(委員) 指定管理者を募集する際いろいろな要件を定められると思いますが、5年間はこういった部分にお金を使いますというような資料も作成すると思うのですが、市の方からも条件をつけるとと思いますが、駐車場の安全確保のための警備員の配置とかきちっと指定管理で業者選定する時の要件に位置付けていただくことが大切かと思えます。これは意見です。

(委員) 駐車場ゲートの位置は決まったのですか。逆に糞詰まりになり送迎問題が発生することもあるかと意見を出させてもらっていた。

(事務局) 今は門を入れてすぐのところですが、次は奥まった位置でと考えています。これは前の審議会でもご意見があったところですが、中に入ってから満車で逃げられなくなることが起こることなのですが、そこはどうかは外構工事の設計がまだ決まっておりません。空車・満車の表示は継続していくべきと考えていますが、中で詰まった場合のバイパス処理についてはまだ検討していません。

(委員) 2階の授産品展示コーナーですが、これはどういう運用になるのか、ちょっと聞いていなかったもので。

- (会 長) これは今あるのですか。市の方で考えたのですか。
- (委 員) 今、作業所さんがパンを売りに来たり、就労訓練されている方が就労体験出来るというような、展示というより、販売が出来る場所があればいいなど、元々介護用品の展示をどこに配置するかと話している中でこのスペースが生まれたので、そういう話になっていったのではないかと思います。
- (委 員) 以前は会議録を付けてくれていたように思うが。前回、高齢者の入浴サービス事業で報償費の改定をお願いしたいと意見させてもらったが、それがどうなったかだけお聞きしたい。
- (事務局) 予算の範囲内で200円でさせてもらっています。施設によっては個人負担を徴収するというところで運用してもらっているところです。会議録はホームページでの公開としています。
- (会 長) 出来ましたら希望者には紙配布をお願いします。6月竣工ということで今日はいろいろとご意見がありましたけれども、丁寧に詰めていく必要があるかと思いましたので、今日が第1回ですけれども年度末にもう一回くらい開催しておく方がよろしいですか。
- (事務局) 次回開催予定については、29年の春、年度内ということで検討させていただきます。

以上